

URL: <http://www.hijokin.org>  
 email: [sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)  
 郵便振替 00950-2-203528  
 [関西圏大学非常勤講師組合]

# 非常勤の声

委員長:新屋敷 健  
 email: [take0shin@gmail.com](mailto:take0shin@gmail.com)  
 〒542-0012 大阪府中央区谷町  
 7丁目1-39-102 大私教気付

## <目次>

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| p.1 『実態と声』アンケート調査にご協力を | p.3 河合塾の非常勤講師雇い止め不当 |
| p.2 関西大学、定期試験手当で1万円支給へ | 判決                  |
| p.2-3 有期労働契約自体を規制せよ    | p.4 冬期カンパのお願い       |

# 『実態と声』アンケート調査にご協力を！！

関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

2007年に全国の非常勤講師の実態についての調査『大学非常勤講師の実態と声 2007』を公刊し、4年が経過しました。当組合を中心に他の全国の非常勤講師組合の協力を得て来年に新しい2011年版を作成することになりました。つきましては皆様方にアンケート調査のご協力をお願いいたします。アンケート調査は2010年12月から開始し2011年2月末までを予定しています。

『非常勤講師の実態と声』は、これまで2001、2003年、2007年と、計3回刊行してきました。回を重ねるごとに取り組みに協力してくれる組合も増え、今回も首都圏非常勤講師組合をはじめとして複数の非常勤講師組合の協力を得て、このアンケート調査に取り組みます。『実態と声』の刊行は、社会的にほとんど知られていない大学の専業非常勤講師の劣悪な労働・生活実態を広く社会に知らせるとともに、

各大学との団体交渉や文科省への陳情に際して力を発揮し、労働条件の改善に役立ってきました。

回答者も回を追うごとに増え、前回は1000名を越えました。いうまでもないことですが、回答者が多ければ多いほど実像を正確に把握することができます。また自由記述欄もありますから、日ごろの不満をお書きください。

なおアンケートの回答はできるだけWEB版をご利用ください。インターネットを使用しない方のために紙版も用意しています。紙版は各大学の非常勤講師控室に備えてあります(返信用封筒付)。回答締切は2月末日です。(紙版は集計に時間と手間がかかりますので、できるだけWEB版で回答をお願いいたします)

WEB版は組合のホームページか下記のサイトから入力できます。

[http://precariato.info/modules/bmsurvey/survey.php?name=hijokin\\_survey\\_2010](http://precariato.info/modules/bmsurvey/survey.php?name=hijokin_survey_2010)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ  
 電話:06-6763-3201(大私教・江尻)月の午後、木の午後 メール:[sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)(随時)

# 関西大学、定期試験手当1万円支給へ！！

10月19日に関西大学と定期交渉をおこなった。組合は、来年から授業回数がまた増えるのでその分の賃金の引き上げを要求した。しかし、大学側は今年も回数制でないことを理由に回数増にともなう賃上げを拒否した。

また、組合は、授業回数15回で定期試験を行っている科目について定期試験手当1万円を要求した。大学側は今年の交渉で約束した今年から授業が15回で定期試験をおこなっている新学部について9月に定期試験手当1万円を支給したと回答した。

さらに大学側は「就業規則」改定の問題は残っているが次年度から全学部で授業回数15回制にする、定期試験を別途実施する科目については新学部同様、定期試験手当1万円を支払うと回答した。(ただし15回目に定期試験をする科目や休講をして補講しなかった人には支払われない。)

また組合は、2006年の非常勤講師給一本化の際に移行措置で旧A級の人に「勤務手当」2000円が別途支払われているが、移行して4年を過ぎているのに、そのままになっており不公平が生じている、旧A級の人が賃下げにならない形での改善を要求した。大学側は支払われている人とそうでない人の人数を調査して改善を検討したいと回答した。

組合は、定期健康診断で「眼底検査」など専任教員が受診できて非常勤講師が受診できない項目があるので、差別を解消するよう要求した。大学側は現在、非常勤講師は法定項目だけとしており、それ以外は財政的理由等で難しいと回答した。これについては組合側が十分に追及できなかったので団交後に文書で再度、回答を求めることにした。

(文責・江尻)

## 有期労働契約自体を規制せよー学習会の概要

10月30日、弁護士で組合員でもある中村和雄氏を講師に、9月に発表された「有期労働契約研究会報告書」についての学習会を開催しました。

報告書についての中村氏の評価は次のとおりです。

現在の有期労働法制の問題点を指摘し、議論の土台を作ったという点では積極的に評価すべきであるが、有期労働契約が労使双方のニーズに基づいているという報告書の認識について注意をする必要がある。有期労働契約は、需要変動等の場合の雇用調整を弾力的に行うことや人件費を削減すること

を目的としている点、人件費を低く抑えることを目的としている点など、もっぱら企業側のニーズである。報告書では労働者側のニーズとして、勤務地や責任の度合い等の点で自らの都合にあった働き方が出来る、勤務時間が限定されている、職種が限定されている、正社員に比べて責任が軽い、などがあるとされているが、労働者が「有期」であることを積極的に求めているわけではなく、このような働き方を強いられているに過ぎない。

「解雇権濫用法理」や「整理解雇の4要件」などによって身分保障されている正社員では雇用調整を弾力的に行うことができない

ので、企業が有期労働契約を利用したいだけである。これは解雇権濫用法理の脱法ではないか。ドイツではこのような脱法行為を規制するために、「客観的理由が存しない限り、労働契約に付された期間は無効と解する」(1960)という大法廷決定がある。

今後、有期労働契約規制のあり方としては、有期労働契約自体をできるだけ規制するために、①締結事由の規制 ②更新回数の規制 ③利用可能期間の規制が必要で、これらの規制に違反した場合は、無期契約とみなされるべきである。また、締結時の労働条件明示を義務づけるべきであり、雇い止めについても手続を厳密にすべきである。均等待遇

は当然である。

現在の国会情勢では派遣法の改正が先行き不透明なので、派遣から有期労働契約への転換をはじめている企業もある。今後、有期労働法制が労政審で議論されることになるので、あるべき有期労働法制について、組合も積極的に提言していく必要がある。

以上が報告の主旨ですが、厚生省の作成した「報告書のポイント」を題材に丁寧な解説もしていただき、また実際に有期雇用で働いている教職員の方々からも現在の不利な状況をどう突破すべきかなど、有意義な議論が交わされました。(文責 長澤)

## 河合塾の非常勤講師雇い止め不当判決！！

関西圏の河合塾で長年にわたって数学の非常勤講師をしてきた加畑さんが、講師間のトラブルを理由に2年前に雇い止めになった事件の判決が11月5日に大阪地裁であった。この裁判は首都圏組合が支援してきたが大阪での裁判ということもあり関西圏組合に支援の協力要請があった。残念ながら判決は敗訴した。この裁判の争点は次の4つであった。①加畑さんの契約が雇用契約であるかどうか。②事前に解約の合意があったかどうか。③加畑さんに次年度の雇用について「期待権」があったかどうか。④河合塾側の雇い止め理由が社会的に合理的理由であったかどうか。

判決では、①について、契約文書で請負契約とか準委任契約であっても労働の実態で判断すべきとし、レギュラー授業及び講習に関する部分は雇用契約と明確に判断した。②解約の合意では、河合塾側は出講停止期

間に給与を受け取っていたことを理由として黙示の合意があったと主張したが本人が雇い止めに関する文書にサインしておらず認められないとした。③の期待権についても20数年にわたって契約更新を繰り返しており次年度契約の「期待権」を認めた。

しかし、④の河合塾側の雇い止め理由について、判決は加畑さんの言動が職場秩序を著しく乱しただけでなく、教師としての資質が疑われる行為と判断し、塾側が契約を更新しなかったのは客観的に合理的であったとし加畑さんの主張を斥け敗訴となった。

河合塾内で、講師間でトラブルがあり、加畑さんが不適切な発言をしたのは事実であるが、それはすでに出講停止処分によって処分済みであり、雇い止めされるほど重大なトラブルとは思われない。不当な判決である。

本人はこの判決を不服とし大阪高裁に控訴した。争点は最後の更新拒否が社会通念

上合理的であるかどうかの判決をめぐって争 援をおこなうことに決めた。(文責・江尻)  
われる。執行委員会で組合として裁判の支

## 冬期カンパのお願い！！ 関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

関西圏大学非常勤講師組合が結成されて、まもなく7年目を迎えようとしています。学生数が減少するなか各大学は経営が厳しいとの理由で非常勤講師の雇い止め、減ゴマが相次いでいます。そのために今年度も争議が続出しています。今後、組合活動をさらに強化していくためには財政基盤の強化が不可欠です。大学非常勤講師運動を支援していただける皆様方のカンパへのご協力をお願いします。(振替口座は 00950-2-203528)

## 愚痴っていても何も変わらない 自らの権利を主張しない者を守る法律はない 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/>の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に  組合員として加入します  賛助会員として加入します

氏名

氏名のフリガナ

住所(      )

Tel

Fax

Email

専門分野

担当科目

非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)

組合費: 10000 円/年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円/年)

賛助会費: 1口 1000 円/年 (3 口以上の協力をお願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(大私教・江尻)月の午後、木の午後メール:sodan@hijokin.org(随時)

